

静岡市共通封筒の作成及び贈与に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が使用する封筒の作成及び贈与について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「静岡市共通封筒」とは、甲が公用で使用する封筒のうち、納税通知書、国民健康保険料の納入通知書等の様式を発送するため、又は特定の業務のために使用するもの以外の甲共通のもので、次条の規定により乙が甲に贈与するものをいう。

（静岡市共通封筒の作成及び贈与）

第3条 乙は、静岡市共通封筒を作成し、これを甲に贈与するものとし、甲は、これを受領し、甲の公用に使用するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和3年3月31日までとする。

（広告の掲載）

第5条 乙は、静岡市共通封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、静岡市共通封筒に広告を掲載することができる。

2 静岡市共通封筒に掲載することができる広告は、広告主及び広告の内容が別表に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置する静岡市広告審査会の審査を経て甲が承認したものとする。

3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

（静岡市共通封筒の規格等）

第6条 静岡市共通封筒の規格、枚数、広告の仕様、納入方法及び納期は、別紙仕様書に定めるところによる。

（静岡市共通封筒の瑕疵に対する責任）

第7条 乙は、静岡市共通封筒に瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替の封筒を甲に提供するものとする。

（広告の内容についての責任）

第8条 乙又は広告主は、静岡市共通封筒に掲載された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙又は広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等について知的所有権その他権利処理が完了していることを甲に保証しなければならない。

3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定する静岡市共通封筒の使用の中止について、乙と広告主との間の広告の掲載に係る契約に定めなければならない。

（使用の中止）

第9条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの協定に違反すると認めるときは、静岡市共通封筒の全部又は一部の使用を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により使用を中止した静岡市共通封筒を乙の責任により回収しなければならない。

3 第1項の規定により静岡市共通封筒の使用が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第10条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（守秘義務）

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

（協定の解除）

第12条 甲又は乙は、相手方が法令又はこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

2 前項の規定によりこの協定を解除した者がこの協定の解除により損害を被ったときは、相手方に損害の賠償を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの協定を解除された者がこの協定の解除により損害を被っても、相手方に損害の賠償を請求することはできない。

(変更の報告)

第13条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間経過後の取扱い)

第14条 この協定の有効期間が経過した後、余剰の静岡市共通封筒があるときは、甲は、これを甲の庁内用事務で使用するものとし、庁外用の事務には使用しないものとする。

(定めのない事項等の処理)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については法令の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 田 辺 信 宏

乙